

## 栃木県原子力災害対策専門委員会設置要綱

(目的)

**第1条** 原子力災害対策に係る県の施策に関して、専門的見地からの意見を求めることにより、適正で効果的な原子力災害対策の実施に資することを目的として、栃木県原子力災害対策専門委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

**第2条** 委員会は前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 原子力災害対応マニュアル（仮称）の作成
- (2) 地域防災計画（原子力災害対策編）の策定
- (3) その他原子力災害対策を実施するために必要な事項

(組織)

**第3条** 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) その他必要な専門的知見を有する者

(委員の任期)

**第4条** 委員の任期は、2年とする。ただし、知事が必要と認めるときは任期を延長することができる。

- 2 委員がやむを得ない理由により任期の途中において辞任する場合は、知事の承認を得るものとする。

(委員長及び副委員長)

**第5条** 委員会に、委員長及び副委員長を置くものとし、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要と認めるときに招集する。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(会議の公開)

**第7条** 会議は、これを公開する。ただし、委員会が必要と認める場合はこの限りではない。

- 2 会議の傍聴に係る手続その他会議の傍聴に関して必要な事項は別に定める。

(庶務)

**第8条** 委員会の庶務は、県民生活部消防防災課が処理する。

(その他)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

**附 則**

この要綱は、平成24年1月10日から適用する。